

第62回全日本障害馬術大会2010パートII 大会案内

【正式な実施要項については、当連盟ウェブサイトにて2010年7月末日までに発表します】

1. 期日

平成22年9月16日(木)～平成22年9月19日(日)

2. 会場

調整中

3. 競技種目及び日程 (競技日程は都合により変更することがある)

第1日目(9月16日)

フレンドシップ競技(ダービー競技を含む)

I 110cm以下

II 120cm以下

第2日目(9月17日)

第1競技 中障害飛越競技D(標準)

基準A 238条2.1

H110cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

第2競技 中障害飛越競技C(標準)

基準A 238条2.1

H120cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下

第3競技 内国産馬障害飛越競技(予選)

基準A 238条2.1

H130cm以下 W150cm以内 分速350m 13障害以下

第3日目(9月18日)

第4競技 中障害飛越競技D(スピードアンドハンディネス中障害D)

基準C 239条 263条

H105cm以下 W130cm以内 15障害個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第5競技 中障害飛越競技C(スピードアンドハンディネス中障害C)

基準C 239条 263条

H115cm以下 W140cm以内 15障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第6競技 ダービー競技(予選)

基準A 238条 2.1 (ジャンプオフは基準Aで行う)

H110cm以下 W130cm以内 分速375m 18障害以下

(水濠・バンケットを含む)

距離 約1,200m

第4日目(9月19日)

第7競技 ダービー競技(決勝)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H110cm 以下 W140cm 以内 分速 375m 18 障害以下
(水濠・バンケットを含む)
距離 約 1,200m

第6競技で完走した人馬が出場できる。

第8競技 中障害飛越競技 D(決勝)

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H115cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第9競技 中障害飛越競技 C(決勝)

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H125cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第10競技 全日本内国産馬障害飛越選手権

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)
H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

【決勝競技出場人馬決定方法】

- ・第8競技と第9競技の出場権については、標準とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない**各上位50%**(第2日目の第1、第2競技出場数に基づく)の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権また棄権した人馬には順位点を与えず選手権競技の出場権はない。順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準、スピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- ・第1競技および第2競技については、各予選競技を完走した人馬が各々の決勝に出場できるものとする。

4. 参加条件

- (1) 以下に該当する選手が本大会の中障害Cまたは中障害Dに参加する場合には騎乗馬匹の年齢を7歳以下に制限する。
 - ① 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手
 - ② 前年度の全日本障害馬術大会パートⅠで実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目(予選競技を含む)で10位以内に入った選手
 - ③ ナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手
 - ④ 馬の年齢については、北半球生まれの馬は誕生後最初に迎える1月1日に、南半球生まれの馬は誕生後最初に迎える8月1日に1歳となり、以降、同様に計算する。
 - ⑤ 年齢の確認できない馬匹については、出場を認めない。
- (2) 出場は、一選手3頭以内とする。
- (3) 馬の出場は、同一競技につき1回限りとする。
- (4) 第1競技と第4競技と第8競技、第2競技と第5競技と第9競技、第3競技と第10競技、および第6競技と第7競技は各々同一人馬が出場すること。
- (5) 競技会への参加頭数が、200頭を超える場合については、参加を制限する場合がある。

(6) 中障害 C および D について

- ① 平成 22 年 8 月 8 日(日)までの公認競技会において全日本障害馬術大会出場ポイント対象種目でポイント計上された馬匹から各々上位 70 位迄の馬匹が出場できる。
- ② 中障害 C,D については 71 位～100 位を予備馬とし、欠員が生じた場合は、順次繰り上げる。
- ③ 第 34 回全日本ジュニア障害馬術大会のジュニア/チルドレンライダー選手権にて出場権を得た人馬。

(7) ダービー競技について

- ① ダービー競技の出場頭数は 30 頭とする。
- ② ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技において、同一人馬で完走した実績があること。

(8) 内国産馬競技について

- ① 内国産馬競技の出場頭数は 30 頭とする。
- ② 出場する馬匹は、日本馬術連盟乗馬登録で内国産馬として登録されている馬匹であること。
- ③ ポイント集計対象期間内の公認競技において、中障害 B 以上のグレードでの完走実績が 2 回以上ある馬匹であること。
- ④ 参加頭数の調整を行う場合は、中障害 B 以上のグレードにおける公認競技で減点 8 以内の成績を 2 回以上得ている人馬を優先する。

5. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者（競技者）とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。